

佐賀市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀市高齢者保健福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたって、広く市民の意見を求めるため、佐賀市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について検討、協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、各種市民団体の代表者、学識経験を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、特別の事項に関する協議を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、各種市民団体の代表者、学識経験を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部（高齢福祉課）において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 委員会は、計画の策定完了により、解散するものとする。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。